

第4部 災害復旧

第1章 災害復旧	1
第1節 災害復旧計画の策定	1
第2節 激甚災害法の指定	2
第2章 市民等の生活の安定復旧	4
第1節 被災者の生活支援	4
第2節 市民等の復興資金等の貸付等	6
第3節 被災者生活再建支援制度	10

第1章 災害復旧

第1節 災害復旧計画の策定

被災した公共施設については原形復旧をするとともに被害の状況を十分検討して、将来における災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改修を行うものとし、更に関連事業との調整を図り、効果的かつ可及的に速やかに実施する。災害復旧事業の種類は、概ね次に掲げる。

1. 公共土木施設災害復旧事業

(1) 河川災害復旧事業

(2) 道路災害復旧事業

2. 都市災害復旧事業

(1) 街路災害復旧事業

(2) 公園災害復旧事業

(3) 都市排水施設等災害復旧事業

3. 農林水産業施設災害復旧事業

(1) 農地農業用施設災害復旧事業

(2) 林道災害復旧事業

(3) 農林水産業施設災害復旧事業

4. 上下水道施設災害復旧事業

5. ガス施設災害復旧事業
6. 既設公営住宅復旧事業
7. 社会福祉施設災害復旧事業
8. 公立医療施設、病院等災害復旧事業
9. 文教施設災害復旧事業
10. その他の災害復旧事業

第2節 激甚災害法の指定

1. 激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚報」という。）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、公共施設等の災害の状況を速やかに調査、実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

2. 激甚災害に関する調査報告

市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を知事に報告するとともに、県が行う調査に対し積極的に協力する。

3. 特別財政援助の交付に係る手続

激甚災害の指定を受けたときは、市長は速やかに関係調書等を作成し県に報告する。

4. 激甚災害に係る財政援助の対象

1	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
	(1) 公共土木施設災害復旧事業(直轄事業)(補助事業)
	(2) 公立学校施設災害復旧事業
	(3) 公営住宅事業
	(4) 生活保護施設災害復旧事業
	(5) 児童福祉施設災害復旧事業
	(6) 老人福祉施設災害復旧事業
	(7) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
	(8) 障がい者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス施設災害復旧事業
	(9) 婦人保護施設災害復旧事業
	(10) 感染症指定医療機関災害復旧事業
	(11) 感染症予防事業
	(12) 堆積土砂排除事業(公共施設区域内)(公共施設区域外)
	(13) 湛水排除事業
2	農林水産業に関する特別の助成
	(1) 農地等の災害復旧事業
	(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
	(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
	(4) 土地改良区等の行う湛水排除事業
	(5) 共同利用小型漁船の建造
3	中小企業に関する特別の助成
	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
	(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
	(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
4	その他の財政援助及び助成
	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業
	(2) 私立学校施設災害復旧事業
	(3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
	(4) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
	(5) 水防資器材費の補助の特例
	(6) 被災者公営住宅建設事業
	(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入
	(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2章 市民等の生活の安定復旧

第1節 被災者の生活支援

1. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいた「桑名市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年条例第83号）」の定めるところにより、一定規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。また、災害による負傷又は疾病から精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

災害弔慰金の支給	政令で定める災害により死亡した者1人当たり	その者が主として生計を維持していた場合	500万円
		その他の場合	250万円
災害障害見舞金の支給	災害弔慰金の支給等に関する法律 別表に掲げる程度の障害がある者1人当たり	その者が主として生計を維持していた場合	250万円
		その他の場合	125万円

《参考》災害弔慰金の支給等に関する法律 別表

- 1 両眼が失明したもの。
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの。
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
- 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの。
- 6 両上肢の用を全廃したもの。
- 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの。
- 8 両下肢の用を全廃したもの。
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの。

2. 災害義援金品の受け入れ及び配分

義援金品の募集及び配分は、本計画による。

第4部 災害復旧

(1) 実施機関

災害義援金品の募集及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、県、本市、その他各種団体

(2) 募集

1) 災害義援金については、市内で大災害が発生した場合、広く国民等を対象に募集する。募集内容にあたっては被災地のニーズ・状況等を十分考慮して行う。

2) 災害義援品については、受け入れを希望するもの、希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

(3) 受付・保管

1) 災害義援金については、受付記録を作成して専用口座で歳計外現金として保管する。

2) 災害義援品については、受付記録を作成して原則、桑名市防災拠点施設で保管する。

(4) 配分

1) 災害義援金については、市災対本部員で構成する災害義援金配分委員会を設置し、被災地のニーズ・状況、主旨、金額等を検討し、速やかに被災者に届くよう配分する。

2) 災害義援品については、避難所・教育チームにおいて有効活用できるよう、配分する。

(5) 費用

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

第2節 市民等の復興資金等の貸付等

1. 生業に必要な資金の貸付

(1) 目的

自然災害による被害世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため。

(2) 貸付条件

貸付対象者は自然災害の際市内に住所を有し、前年の所得が災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項に規定する要件に該当する者の世帯主に対し貸付を行う。

(3) 貸付限度額等

貸付限度額は次のとおりとする。

1) 療養に要する期間が概ね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合

- a) 家財についての被害金額がその家財の価額の概ね3分の1以上である損害及び住居の損害がない場合 150万円
- b) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円
- c) 住居が半壊した場合 270万円
- d) 住居が全壊した場合 350万円

2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

- a) 家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円
- b) 住居が半壊した場合 170万円

第4部 災害復旧

c) 住居が全壊した場合（次の d）の場合を除く） 250 万円

d) 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

3) 1)の c)又は 2)の b)若しくは c)において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替える。

(4) 申込等

借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月から起算して3カ月を経過する日までに市長に提出する。

(5) 貸付期間等

- 保証人を立てることができる。
- 利率は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後は延滞の場合を除き年1.5%とする。
- 償還方法は年賦償還、半年賦償還又は月賦償還で、元利均等償還の方法とする。

(6) 借入れ及び貸付に際しては、次の様式により行う。

- 1) 診断書（様式集「様式 24 診断書」参照）
- 2) 災害援護資金借入申込書（様式集「様式 25 災害援護資金借入申込書」参照）
- 3) 災害援護資金貸付決定通知書（様式集「様式 26 災害援護資金貸付決定通知書」参照）
- 4) 災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式集「様式 27 災害援護資金貸付不承認決定通知書」参照）
- 5) 災害援護資金借用書（様式集「様式 28 災害援護資金借用書」参照）
- 6) 繰上償還申出書（様式集「様式 29 繰上償還申出書」参照）

第4部 災害復旧

- 7) 償還金支払猶予申請書（様式集「様式 30 償還金支払猶予申請書」参照）
- 8) 支払猶予承認通知書（様式集「様式 31 支払猶予承認通知書」参照）
- 9) 支払猶予不承認通知書（様式集「様式 32 支払猶予不承認通知書」参照）
- 10) 違約金支払免除申請書（様式集「様式 33 違約金支払免除申請書」参照）
- 11) 違約金支払免除承認通知書（様式集「様式 34 違約金支払免除承認通知書」参照）
- 12) 違約金支払免除不承認通知書（様式集「様式 35 違約金支払免除不承認通知書」参照）
- 13) 災害援護資金償還免除申請書（様式集「様式 36 災害援護資金償還免除申請書」参照）
- 14) 災害援護資金償還免除承認通知書（様式集「様式 37 災害援護資金償還免除承認通知書」参照）
- 15) 災害援護資金償還免除不承認通知書（様式集「様式 38 災害援護資金償還免除不承認通知書」参照）
- 16) 氏名等変更届（様式集「様式 39 氏名等変更届」参照）

2. 災害援護資金の貸付

(1) 貸付の対象

低所得世帯（資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融資を他から受けることが困難であると認められるものをいう。）であって災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な者

(2) 貸付限度 1,500,000 円以内

(3) 据置期間 6か月以内で定める

(4) 償還期限 7年以内で定める

第4部 災害復旧

(5) 貸付利率 年3% ただし据置期間中は無利子

(連帯保証人が確保されない場合は年 1.5%)

3. 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(1) 貸付の対象

①母子

- ・母子家庭の母(配偶者のない女子で、現に 20 歳未満の児童を扶養しているもの)
- ・父母のない児童(20 歳未満)

②父子

- ・父子家庭の父(配偶者のない男子で、現に 20 歳未満の児童を扶養しているもの)

③寡婦

- ・寡婦(配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者)
- ・ 40 歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

(2) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して県に申請する。

(3) 貸付金の種類

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| ●事業開始資金 | ●事業継続資金 | ●住宅資金 | ●技能習得資金 |
| ●生活資金 | ●就職支度資金 | ●修学資金 | ●転宅資金 |
| ●就学支度資金 | ●修業資金 | ●医療介護資金 | ●結婚資金 |

4. 中小企業への融資相談

第4部 災害復旧

市内の商工業者が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、主として県が行う融資に関する援助指導に商工会議所・商工会とともに協力し、経済活動の回復を図る。県が行う振興計画は次のとおりである。

- 関係機関と連携をとりながら、中小企業への影響について情報収集を行う。
- 被災した中小企業向けの金融相談窓口を設ける。
- 被災した中小企業の資金繰り等へのセーフティネット対応について、政府、政府系機関、政府系金融機関、市中金融機関等への協力要請を行う。
- 県融資制度のセーフティネット関連の融資枠を確保する。

5. 農林漁業者等への融資相談

(1) ㈱日本政策金融公庫資金

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を㈱日本政策金融公庫が融通する。

・農林漁業セーフティネット資金

・農林漁業施設資金

(2) 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県及び市が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものである。なお、本法の適用は、天災の被害程度に応じ政令で定める。

第3節 被災者生活再建支援制度

1. 被災者生活再建支援制度の適用

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づくもので、自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給することにより、住民の生活の安定と被災地の済やかな復興を支援する。

2. 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、上記(1)から(2)に規定する区域内の他の市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、上記(1)から(3)に規定する区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

3. 対象世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- 1) 住宅が全壊した全壊世帯
- 2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- 3) 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- 4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- 5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

（支援金の支給額） 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		合 計
①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体 ③長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
④大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

5. 市が実施する対策

(1) 被害認定

住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について(令和3年6月 24 日府政防 670 号通知)」
「浸水等による住宅被害の認定について(平成 16 年 10 月 28 日府政防第 842 号通知)」により生活
再建チームが行う。

(2) 広報の方法

被害を受けた世帯に対する広報は、避難所及び各地区市民センター等へ掲示するなどとともに、市
に相談窓口を設置し積極的に行う。